

令和元年 7 月 6 日

「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産一覧表への記載決定について（第 2 報）

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「百舌鳥・古市古墳群」について、第 43 回世界遺産委員会が世界遺産一覧表に記載することを決定しました。
決議の概要について、以下の通りお知らせします。

1. 決定時刻：

現地時間 7 月 6 日（土）12：36
（日本時間 7 月 6 日（土）17：36）

2. 資産名：「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」

※ 4 世紀後半から 5 世紀後半にかけて築造された 45 件 49 基の古墳群

3. 世界遺産委員会における決議要旨及び主な審議内容：

＜決議要旨＞

・「百舌鳥・古市古墳群」を評価基準 (iii) 及び (iv) の下に「記載」する。

4. 主な審議内容（決議の概要は別紙参照）

- 規模の大小と多様な墳形により古代の社会政治的な構造が示された世界的にも稀有な物証である。
- 1600 年にもわたり守られ、現在では市街地にありながらも、高いレベルの法的保護のもとに保存管理された素晴らしい物証である。
- 開発圧力に対する住民運動によって保護された古墳が構成資産に含まれているなど、地域社会にも根差した資産である。

(参考) 世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後, 約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合, 例外的な場合を除き再推薦は不可。)

<担当> 文化庁文化資源活用課
課 長 伊藤 史恵
課 長 補 佐 菊地 史晃
電話 : 03-5253-4111 (代表) (内線 2877)
03-6734-2877 (直通)

「百舌鳥・古市古墳群」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「百舌鳥・古市古墳群」を、評価基準(iii)及び(iv)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	古墳は日本各地に16万基存在するものの、日本古代の古墳時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが百舌鳥・古市古墳群である。45の構成資産は、この時代の社会政治的構造、社会的階層差および高度に洗練された葬送体系を証明している。
iv	百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的に重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
 - a) 構成資産における無形的な側面に関する記録を継続すること。
 - b) 構成資産44(峯ヶ塚古墳)の緩衝地帯についての範囲に関する調整を終えること。
 - c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成すること。
 - d) 墳丘の構造的安定性を評価するための方法について検討すること。
 - e) 管理システムにおける地域住民の関与の在り方について検討すること。
 - f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること。
 - g) 計画されているガイダンス施設(堺市)の遺産影響評価について、世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき、より検討を深めること。
 - h) 全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、自転車博物館、大仙公園基本計画、南海高野鉄道の高架事業等。
 - i) 世界遺産条約の作業指針の172項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。

「百舌鳥・古市古墳群」について

【構成資産】 45件49基の古墳

百舌鳥エリア（大阪府堺市）：23基（仁徳天皇陵古墳 ほか）

古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）：26基（応神天皇陵古墳 ほか）

【概要】

百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の発着点であった大阪湾に接する平野上に築造された。

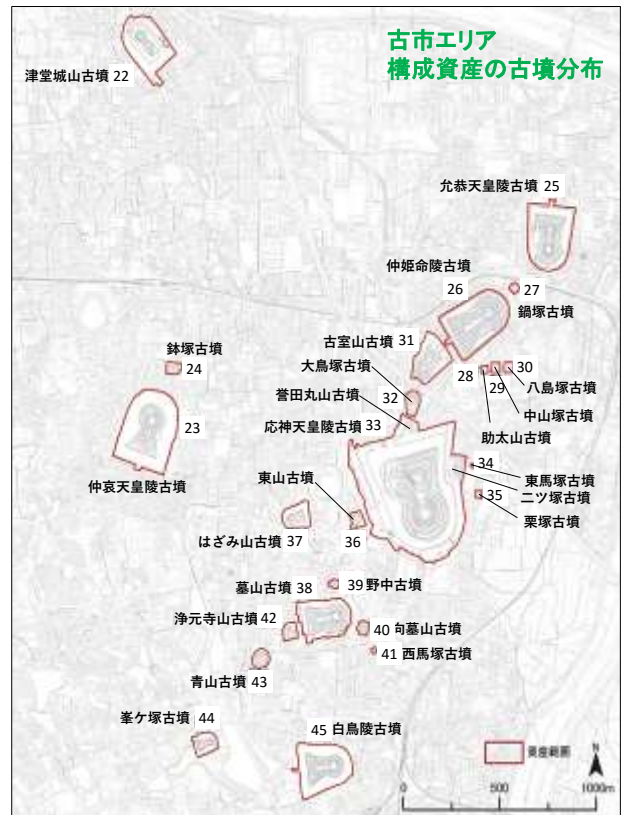
世界でも独特な、墳長500メートル近くに達する前方後円墳から20メートル台の墳墓まで、大きさと形状に多様性を示す古墳により構成される。墳丘は葬送儀礼の舞台であり、幾何学的にデザインされ、埴輪などで外観が飾り立てられた。

本資産は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を表し、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な物証である。



【関係年表】

平成22年11月	暫定一覧表に記載
平成30年1月	「百舌鳥・古市古墳群」 として推薦書提出
同年9月11日	イコモス現地調査
～9月17日	
令和元年5月13日	イコモス勧告
同年7月6日	世界遺産一覧表に記載



世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

令和元（2019）年 7月現在で締結国数193カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産19件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成4年	平成4年	平成5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	"	平成5年	平成6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	平成6年	平成7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成7年	平成7年	平成8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	平成4年	"	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	平成9年	平成10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	平成10年	平成11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	平成11年	平成12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成13年	平成15年1月	平成16年7月	文化
13	知床	北海道	平成16年	平成16年1月	平成17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成18年1月	平成19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成19年	平成22年1月	平成23年6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	平成13年	平成18年12月 平成22年1月	平成23年6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成19年	平成24年1月	平成25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成25年1月	平成26年6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成21年	平成26年1月	平成27年7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	平成19年	平成27年1月	平成28年7月	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成28年1月	平成29年7月	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	平成19年	平成29年2月	平成30年6月	文化
23	百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	平成22年	平成30年1月	令和元年7月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産6件、自然遺産1件）

[平成4年]

① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

② 「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

[平成21年]

④ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

[平成22年]

⑤ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

[平成24年]

⑥ 「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

[平成28年]

⑦ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】

「百舌鳥・古市古墳群」
世界遺産一覧表への記載決定に当たっての
柴山 昌彦 文部科学大臣談話

アゼルバイジャンのバクーで開催されている第43回世界遺産委員会において、「百舌鳥・古市古墳群」が、人類全体の貴重な遺産として世界遺産一覧表に記載されることが決定されたことを大変喜ばしく思います。

本資産は、世界最大の巨大前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を含む大きさ、形状さまざまな古墳群として、土で造られた建造物群であり、古墳時代の我が国独自の文化を物語るものです。

今回、世界の人々に祝福されつつ見事に資産登録を実現された地元関係者のたゆまぬ御努力に心から敬意と祝意を表します。

文部科学省としては、地元の関係各位及び関係省庁と連携しながら、人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、その価値を積極的に発信してまいります。